

豊中の工業

—平成 25 年工業統計調査結果報告—

豊中市 総務部 情報公開課

調査の概要

1. 調査の目的

工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく「基幹統計」として、工業統計調査規則(昭和 26 年通商産業省令第 81 号)によって実施されている。

3. 調査の実施者

経済産業省

4. 調査の期日及び期間

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までについて、平成 25 年 12 月 31 日現在で実施している。

5. 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 E—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く)である。

6. 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者 4 人以上 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、自計申告により調査した。なお、従業者 3 人以下の事業所については「事業所名・事業所所在地・電話番号・主要製品名・従業者数」を聞き取ることにより調査した。

7. 集計及び公表

- (1) この結果表は、従業者 4 人以上の事業所について、本市が独自に集計したものである。
- (2) この結果表の数値は、後日、経済産業省及び大阪府が公表する数値と相違することがある。

利 用 上 の 注 意

1. 集計項目

従業者 4 人以上の事業所の数値である。

- (1) 事業所数は、平成 25 年 12 月 31 日現在の数値である。ただし、操業準備中の事業所、操業開始後未出荷の事業所、廃業事業所及び休業事業所を除いた数値である。
- (2) 従業者数は、平成 25 年 12 月 31 日現在の常用労働者数と、個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。
- ① 常用労働者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア. 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者。
 - イ. 日々又は 1 か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、11 月と 12 月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。
 - ウ. 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は上記に準じて扱う。
 - エ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
 - オ. 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- ② 個人事業主及び無給家族従業者とは、次のア又はイに該当する者をいう。
- ア. 業務に従事している個人事業主。(実務に携わっていない事業主を除く)
 - イ. 個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者。(手伝い程度の者を除く)
- (3) 製造品出荷額等は、平成 25 年の 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額の合計であり、内国消費税額が含まれている。

2. その他の注意

この統計表中に用いた記号の用法は、以下のとおりである。

- (1) 「-」は該当数値なし。
- (2) 「x」は 1 又は 2 の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。また、3 以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「x」で表わした。



豊中市

平成 27 年(2015 年)3 月発行